

平成三十年二月二十三日受領  
答 弁 第 七 八 号

内閣衆質一九六第七八号

平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問に対する答弁書

聴覚障害者のための情報アクセシビリティの向上は重要な課題であり、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十条第二項の規定に基づく「日本放送協会平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」においても、日本放送協会（以下「協会」という。）に対し、字幕放送及び手話放送の拡充を図ることについて配意すべき旨を述べているところであるが、具体的にどの放送番組に字幕又は手話通訳を挿入するかについては、同法の趣旨を踏まえ、協会において判断されるべきものと考ええる。